

産業建設常任委員会記録

令和2年2月18日

【開催日】 令和2年2月18日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前9時50分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

なし

【参考人】

参考人	石井勇	参考人	岩本信子
参考人	塩原薫	参考人	下瀬俊夫
参考人	樋口晋也		

【事務局出席者】

局長	沼口宏	書記	光永直樹
----	-----	----	------

【審査事項】 陳情書について

午前9時 開会

中村博行委員長 おはようございます。それでは産業建設常任委員会を開催いたします。本日の審査内容は陳情書についてであります。最初に陳情者のほうから陳情者もカメラ映像に撮っていただきたいというような要

望がありましたので、これについて皆さんにお諮りをしようと思います。御意見のある方は言ってください。一応、議運で少し前ですけれども、中島前議員が陳情やったですかね、請願やったですかね、（「陳情」と呼ぶ者あり）陳情ですね。そういう要望をされて議運が実際にされているという前例がありますので、それを踏まえた中で御発言をいただければというふうに思います。いかがですか。

藤岡修美副委員長 議運でそういう前例があるということであれば問題ないと思います。

中村博行委員長 今そういう意見が出ましたが、いかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）ということですので皆さん、異議がないようですのでそういうふうにしたいと思います。それでは机の配置を若干、移動しないといけませんので一旦、休憩を取りたいと思いますので休憩します。

午前9時2分 休憩

午前9時7分 再開

中村博行委員長 それでは休憩前に引き続きまして委員会を続けます。改めましておはようございます。本日は陳情者まちづくり会議M i r a iの5名の皆さんをお迎えしております。今日は陳情者の皆様方にはお忙しい中、足を運んでいただきまして本当にありがとうございます。まず早速この後のこともありますので内容に入っていこうと思います。審査内容は陳情書についてであります。したがって、陳情内容も1月16日付けで配布していただいておりますので、委員の皆様はもう熟読をされておるとしますので、早速、陳情者の方からこの内容について発言をしていただきたいというふうに思います。

塩原薫参考人 おはようございます。塩原薫です。この度、執行部正常化のために正常化のために緊急要するという事で陳情をさせていただきました。山陽小野田市を運営するに当たって当然、市の執行部、あるいは議会、この関係の中で山陽小野田市が運営されていくということになるかと思えます。一方で議会は執行部の執り行ういろいろな施策についてそれぞれについて監査をしていく、そういう立場にあらうかというふうに思っています。ただそこで議会はもろもろの問題について、判断をする上においては、やはり執行部からの確かな情報、資料、あるいは議会からの質問に対する的確な答弁、そういうものがあってこそ、執行部と議会との関係が成り立って山陽小野田市が健全に運営されていくんだらうというふうに私たちは思っております。ところが今回、陳情書の中に書いてありますように卸売市場に関していろいろな問題が出てまいりました。その中で一番やはり我々市民が疑問に思うところは、執行部側の答弁なりあるいは執行部が提出した、書類等に関して非常に疑問を感ずる点が出てまいりまして、今回の陳情という経過になりました。そういった趣旨に基づいてその根拠になるものを、陳情書の中に記しておりますが、1項目から4項目あります。それについては、それぞれ資料を添付して出しているところであります。陳情の中に緊急を要するということが書いてありますが、このような状態が放置されたまま継続されて何の問題もなくやむやみになって通り過ぎていくということになれば、我々市民からすれば山陽小野田市というのは一体何なんだと、山陽小野田市に未来はあるのかというふうな思いに当然なるわけでありまして。今後の市政、あるいは執行部と議会との関係を考えた上に、やはりこれは一刻も早くその問題点を出して、その問題点を整理し、解決策を求めていく、そういった対応が必要であらうというふうな思いで、今回陳情書を提出させていただきました。

中村博行委員長 それに付け加えられるといいますか、補足されたいという御意見のある方。

樋口晋也参考人 おはようございます。陳情書を提出させていただいておりますが、基本的に御覧になっていただいているという前提で陳情書の2番の理由のところから御説明をしていきたいと思っております。この理由の①についてですがグレーではあるが、違法ではないというのが執行部の答弁でありました。ここで証拠書類の③を見ていただきたいんですが、これは平成25年度の中央青果の株主総会の資料でその13ページ、最後になりますかね。この13ページには小野田青果販売の平成25年度営業報告としての記載、直販事業を中心にうんぬんということがあります。また、下段の青果販売の事業計画では販売先の拡大、当社直売について検討、直売所である市場の市と思われませんが、利益の向上に努めるというふうにあります。また、証拠4です。これは翌年、平成26年度の中央青果株主総会の資料でその最後から2枚目になりますが青果販売の報告で直売所である市場の市の開業が報告されています。また、営業計画の記載では通常の仲買人と同じように、販路拡大がうたわれていると。2年少し前から執行部は、委員会等での質問に対して何と答弁してきたかと思い出していただきたい。青果販売は中央青果で売れ残ったものを処理するための会社であって条例違反ではないんだと。これは勘違いだったんだろうかという想像もできるわけですね。執行部が勘違いしておったのかと。しかしこの証拠書類3の12ページの取締役の変更承認についてというところを見ていただくと取締役に多田さんの名前があります。現在、農林水産課で参与として、この市場問題に市長特命で携わっておられるということを議員の皆さんも承知のとおりです。このことから議会に対する青果販売の答弁は間違いではなく、明らかに虚偽の答弁であった。議会をはぐらかすための答弁であったということが立証されるというふうに考えております。私たちMiraiはいろんな方々を講師として勉強会をやってきました。その中に当時、担当者だと思われま、職員なんでお名前出しますが、臼井さんのお話も聞く機会がありました。臼井さんのお話だと自分が中央青果の再建計画を策定した、取りまとめて作ったんだというお話がありました。時系列が正確ではありませんが、多田さんの指示のもと行われたんだろうかという疑いさえあり

ます。それが市場の市にも、もしかしたら関わったのではなからうか。これは推測なんです、そのような状況下において、行政が青果販売の違法性を認識していなかったということはありません、常識的にあり得ないというふうに考えております。2番目の理由2の議事録が偽造されたということについては、これは証拠書類の1と2になるわけですが、産建に提出された、中央青果の3月20日の取締役会議事録、この証拠書類1ですが、これは3月20日午後1時30分から午後2時30分散会したと。この抜粋ではなくて、しっかりと議事録として要件を満たしておる議事録です。ところが中央青果から株主に出された議事録は大変厚いものである証拠書類、これが2です。これは、先般、産建の皆さんにも情報提供しておりますが、これが本当の議事録だということを、中央青果の社長、深井次長が証言しております。そしてこの証拠書類1は議会のために出された、作られたものなんですね。なぜなら、ほかに一切利用されてない。議会に出すためだけに作られた、捏造された議事録である。しかも、取締役のこの印鑑まで全て押して、産建では市場問題を取り上げて審査されているわけですが、この偽造うんぬんということがあったんでは、当然、審査なんてまともな審査ができない。だから、緊急を要して、まず執行部の姿勢を正してもらわないと審査ができないでしょうということで、今回の陳情につながったということです。これが2番のところ。理由3番で桑原税理事務所が中央青果につきましても、経理上、上げる項目が間違っているとか、そういうところで経理の若干のずさんさも見られるというのがありましたが、明らかに不正と思われるような恣意的行為は認められなかったということです。これは深井次長が答弁されたわけですが、後々、皆さん御承知のように重大な問題を秘めていたということで、全くその虚偽の答弁、事実を把握しながらも事実を隠蔽して、議会の審査を遅らせたということの問題です。なおかつ、このときに議事録を提出していなかったわけですね。これは森山議員の質問に対して深井次長が答えられたわけですが、この理由の4番につながりますが、その資料を5月27日に提出することなく翌委員会まで隠蔽していた。しかも隠蔽していたのが、この証拠

書類1の偽物もの書類を出したというさまざまな隠蔽であったり、偽造、その場しのぎ、これは市長が指示するのか、あり得ない話で職員一人一人の意識の問題だと思います。しかしながら、最終責任は市長にあります。市長にありますが、やはり職員一人一人のこの意識をきっちりと緊張感を持たせて答弁させるっていうのは、またこれは議会の仕事ではなかろうかと思っております。あと私は個人的なところでこの陳情書とは別の部分がございますが、陳情書については以上の説明でございます。

中村博行委員長 ほかに補足をされたいということがあればと思いますが。

下瀬俊夫参考人 下瀬と言います。今回、特に今回の陳情の1の部分ですね。

いわゆる、青果販売の行ってきたあるいは青果販売そのものを設立をした経緯というのが、今回の資料の中に添付をされています。平成26年、平成27年度の事業報告の中にあるわけですが、いわゆる中央青果だけではなかなか利益上がらないと。だから青果販売を作って量販店にそれを卸しに行くといいますか、そこで、販売をするという、小売を積極的に進めていくんだという方針になっているわけですね。そこら辺について以前からかなり問題になって、青果販売をとりあえず事業停止をするという措置が今とられています。実はぜひこれは委員会の中で皆さんにも、議論していただきたい問題は卸売業者は小売ができないという、これは地方卸売市場法の中でも明確になっているわけですが、ところが中央青果が小売をしていたという事実が、この間ずっと指摘をされてきました。実は昨年末の委員会の中で、中央青果の小売について一部認めるという発言をしました。基本は市場での特定のスーパーとの相対取引なんだけど、その中で一部に中央青果が小売をしていたという答弁をしました。私たちはそれは一部ではないと。いわゆる特定の量販店との取引は、これは市場での取引は一切ないんですね。一切ないのに中央青果が各支店に品物を卸していたと。これはもう完全な小売ではないかという私たちは指摘をしていました。それを一部認めたということになったわけですね。ところが答弁した深井次長は依然として、その量販店にある

プリンターで印刷するシールは古いのと新しいのがあって、古いのがいまだに使われてるからだって言い方をしたんですね。こういう私はやっぱり執行側の答弁が事実を隠してずっとその答弁をしてきたということ私どもは指摘してきたんですが、そういう問題が一向になかなか改善されない。確かに部長さんは一部は認めたんですが、全面的に認めていないんですね。こういう事態がいまだに続いている。私はやっぱり事実でもって、やっぱり議会の中で情報を提供して議論をしてもらうというのが、私はやっぱり議会と執行の正しい関係だろうと思っているんですが、問われると全て虚偽答弁になってしまう。こういうことでは私はやっぱり正常な関係ができないんじゃないかなというふうに考えておりました、この問題は、あえてやはりこの未来としてきちんと皆さんに再度していただきたいということで、こういう資料を添付して議論をお願いしたいということになりました。

岩本信子参考人 皆さん、監査報告書を見られたと思うんですけど、その中で小野田青果販売について元帳とかそういった関係する帳簿がないということが多分分かって、そして会社としての体をなしていないということが執行部のほうからも答弁がありますが、このこと自体、それだけでも、これはもう完全に直販しているっていうか、そういうことじゃないんですか。青果販売の元帳がないということ自体がもう直販しているっていう事実、証明になるのではないかと私は考えておりますので、こういうこともいろいろな話を合わせていくとやはりその条例違反は、執行部も一緒になってやったものと考えております。

石井勇参考人 私は監査報告、今回の分は新しいということで、皆さんもよく見られたと思いますが前回の監査報告の中で1,500万円の行方がいつの時点からか消えていると。決算報告書には1,500万円は、差入保証金としてそのまま現存しているのに、途中から現金1,000万円を返金されたものが計上されなくてどこかに消えているという問題が指摘されておりました。私は、私どもの会議の中でもその行く末がどうな

ったかっていうのを私は認識しておりませんので、議会でも行政に対してどういうふうに、それを追求されたのかなど。我々が市民がいろんなことを提起をしても議会の中で、それが解決の道に至ってない。それは行政が議会を無視した行動、既に先ほどから言われていますが、隠す、嘘を言う、そういうふうなことでずっと経過しているんじゃないかということ、本当に議会の在り方、行政の在り方について危惧をしております。

樋口晋也参考人 私は3点ほど。まず、先の産業建設常任委員会で委員からの質問で、昨年6月25日開催の株主総会に提出された決算書は誰が作ったかということに対して、深井次長は、前社長が作ったと。開き直られて、前社長が作ったんだという答弁でした。しかしながら株主に対しては深井社長は何も仕事ができなかったのは決算書を作ることに専念していたから、3月から6月まで、就任から6月25日までほかのことは何もできなかった、決算書をとにかく作ることに専念していたと。全く話が違うんですね。これもまた一つの虚偽の答弁ということで、何が本当なのか。だから深井次長がしゃべっているのか、深井代取がしゃべっているのか。河口部長がしゃべっているのか、河口取締役がしゃべっているのか。監督官庁としてしゃべっているのか、株主としてしゃべっているのか。全部ごっちゃなんですね。そしてそのごっちゃの中でうそをついているということの一つ指摘いたします。それと今、岩本さんから出ましたが、帳面がないからというようなお話ありました。皆さんも商売されている方は御存じだと思いますが、この中央青果の決算書を作っている税理士事務所、ここはTKCの会計事務所なんです。このTKCというのは山口に本部がありまして、最低でも7年間の帳簿は保管されています。これは保管義務がありますので、代表取締役員が請求すれば、税理士には金銭は要求されると思いますが作成する義務があるんです。だからこれを頼めばできるんですよ。なのに何でじゃあ行政も関わったのにそれを請求して作らせてないのか。行政と代表者は同じなんですからできるんですよ。なのに広島県の桑原税理士事務所にはそういう作業

をした上で出してない。これも明らかに隠蔽工作だろうと私は思っています。それが1点。最後、総括的に見ると、この平成30年度、ですから昨年の6月25日開催のときに提出された株主総会に提出された決算書、これ自体が虚偽ではないかというふうに思っています。これは個人的なことですけども、そういう観点から会社法第830条に基づいて私が個人で中央青果の決議無効の申立てを昨日裁判所に提出をいたしました。是非議会においても、そういう虚偽のことについては明確に明らかにしていただきたいというふうに思っております。

中村博行委員長 今、さまざまな御意見が上がりましたが、委員会としてこれまで本当に3年近く審査した中で、かなりの部分が共有できるものがあったというふうに思っています。それについて今さまざまな御意見いただきましたので、委員から質疑を求めたいと思いますが。

高松秀樹委員 最後に樋口さんが言われた、先の委員会で平成30年度決算、誰が作ったのかっていう委員からの質疑に対して前代取が作ったと。樋口さんの意見は違うんじゃないかと。深井さんが決算書をずっと作っていたんで忙しかったという話だったということで、どこかからの議事録から引っ張ってこられたんですか。その元を教えてくださいんですけど、いいですか。

樋口晋也参考人 正確ではありませんが、株主総会の議事録にもあったのではなかろうかと記憶しています。私はこの言葉を聞いたのは1回ではありません。議事録に全てが残っているかは分かりませんが、要するに代取として営業先、あるいは資金繰り、いろんな場面で代取が動くっていうのは意味があるから、営業に動くなり、歩いて回らにゃいけんですよ。何でやってないんですかというようなお話をしたときに深井社長はそのような回答をされた。ですから1回に限らず何度も私は直接聞いております。このことは本人もまたうそをつかれれば別ですが、間違いなく言われていることで、どこかの議事録を探せば間違いなくあるというふう

に思っています。

高松秀樹委員 先ほど会社法第830条うんぬんで決議無効の申立てをという話がありましたが、もう少し詳しく教えてもらえますか。

樋口晋也参考人 会社法第831条には3カ月以内とか、一定のものがあるんですが、第830条については、決議が存在しないことの確認、決議が無効であることの確認を訴えをもって請求することができる。例えば総会の招集において通知漏れが多かったとか、株主総会が実際には開催されてなかったとかまた、決議内容が法令に違反する場合は、決議の瑕疵が重大であり、決議無効と判断されるその確認を求める訴訟です。もちろん相手方は小野田中央青果株式会社でその代表者であります深井さんということになります。2月17日付けで提出しております。もし必要であれば、資料として議会のほうに提示することも、別にはばかりませので、そのときは言っていただければと思います。

高松秀樹委員 ということは、平成30年度決算に瑕疵があるのではないかとということで、この申立てをしたということですね。

森山喜久委員 証拠書類の1、2の関係になるんですけど、証拠書類1については議会提出のために作ったものだというので、私たちへの説明に対しては結局、取締役の就任、代取の就任の変更のためにこれを取り急ぎ必要だったので、これを作って出したんだという表現を執行はしてあるんですけど、M i r a iさんのほうの認識では最初からこの証拠書類2が最初も作られていて、きちんとされていたにもかかわらず、議会にはこの証拠書類1を出されたというふうな認識ということでしょうか。

樋口晋也参考人 この証拠書類2、まともな議事録については、証拠書類1よりも後にできたと認識をしています。ただこの証拠書類1はとりあえずという口頭での説明があったのは、私も拝見しました。しかしながら、

それであるならば、その旨を議事録に記載する必要があるはずです。口頭で後から後追いで、追求されたから後追いで説明をしたって、それが通るような書類ではないはずだったという認識です。

中村博行委員長 おっしゃられるように3月19日の委員会で翌日、そういうことがあるという報告がありました。しかしながら、その翌日によもや社長交代があったというのは、委員会は思っておりませんでした。ですから、むしろ委員会で正式に社長交代というのは言われたのは随分後になってからだというふうにしておりますし、それはもう全く遺憾であるというふうには、その当時も執行部に対しては申しておりますけれども、この辺りが非常に不信になるところだろうと思います。

宮本政志委員 この2ページ目の6番、緊急を要する理由ということで、人事異動が行われると3月定例会では時間切れになると思われ、と3行ありますけど、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

樋口晋也参考人 3月には退職や、という言葉も入れております。現職の深井次長が社長と。これが定年退職をこの3月末で迎えられる。その後残られるかどうか、これははかり知れないところで少なくとも現職の社長、この問題の中心の人物も深井さんが中心人物というよりも、中央青果の中心にいる方という意味で特にここの部分が大きいと。だから行政の継続性という意味でいけば、大きな問題ではないと言われるかもしれませんが確かにその行政の継続性がありますが、その当事者が移動して例えば来れませんか、担当者がそれは分かりませんかということではなくて、やはり今いる方々で深井さんが次長であるにも関わらず代取を務められているこの状況でやはり物事を追求しなければ、どんどん闇から闇に不明なものが出てくるのではないかという意味の緊急性が一番大きな理由になります。

中村博行委員長 私の方からこの陳情書の主文ですよね。最初の主文の解釈と

してこれは議会に求められたものというふうに理解をいたしました、議運の扱いが何かそういうふうな感じじゃなくて、産建の担当だからというふうに来たと思うんですけども、これは本来、この主文の意味をこのとおりだと思うんですけど、改めてお聞かせを願えたらと思います。

下瀬俊夫参考人 先ほどもちょっと触れましたが、私はやはり執行部というのは市民から負託をされた業務を行っていると思うんですね。だから当然市民の代表である議会に対して虚偽の答弁をするっていうのは、これはいかななものかというふうに思っているわけです。正しい情報が入らないと、当然、きちんとした議論ができない。これは当然のことですよ。ところがこの間、私はずっと産業建設常任委員会での執行側の答弁を見てみると何て言いますか、ほんとに虚偽の答弁を平気で繰り返している。先日の委員会を聞いていても例えば例の広島税理士事務所から出た監査報告について質問されてもまず、責任問題になってくると答弁しなくなるという事態があります。こういうやっぱり執行側が責任を持った業務をしていない。あるいは実はここに広島税理士事務所に市が16万5,000円の委託料を払って監査をしてもらっているわけですね。委託契約書がここにあるんですが、委託をなんのためにこの業務を委託したのか。いわゆる監査をしてもらったというと中央青果そのものに対する行政が、監査の必要があったわけですよ。その行政の末端である課長さんが中央青果の社長っていかなものかと。いわゆる監査する側が監査される側と同一人物だというのはどう考えてもおかしな話ですよ。そういうのが緊急性があるということでこの1年ずっと続いてきました。こういう事態についても私はやっぱり議会として正していくということが必要なんだけど、結局、社長がいないということを利用して今日までやってきました。私はそういう点で、例えば先ほどの量販店に対する小売の件でも社長であれば、全て分かっているはずなんですよ。それなのにいまだにそれをきちんと認めない。こういう対応が私は議会との信頼関係を壊しているし、こんなことを続けていたら、私はやはり議会の機能を喪失してしまうというふうに考えています。そうい

う点で、今回の議会と執行との信頼関係が、私は主体的に議会が取り戻さないと今のままでは執行部に私は期待できないというふうに考えております。

中村博行委員長 ありがとうございます。ほかに質疑があれば。

岡山明委員 確認ということで資料をもらって参考資料の2の部分なんですけど、これ社長が交代といきさつの議事録みたいですけど、10ページの中で、元社長が言われている言葉で総勘定元帳はないとそういう状況の中で仕分表があると、そういう表現をされて、その経緯のもとでいろいろ下瀬さんからも話があった状況になっていますので最終的に会社法じゃないけど、そういう適用になって平成30年度の決算、恣意的操作があるという話で、社長の議事録の話を読むとここからじゃないけど、一番のポイントって言ったらかしいんでしょうけどそれがある結果として、今回そういう訴訟等もされたという、やっぱりそこに基礎的な部分があるという解釈でよろしいですか。この議事録を見て初めて分かったんですけど。

樋口晋也参考人 この3月20日が始まりではありませんが、やはり大きな起点になったっていうのが一つ私の中ではやっぱりあります。ただ株主総会自体がやっぱり大きな問題だったんで、それから3月20日のこの資料っていうのがあってというような流れで、だからこれがっていうことではないですけど、これも大きな一つのきっかけではあります。

岩本信子参考人 3月20日の取締役の会議録ですね。それが偽造されたと私もは申しているんですけど1枚紙だけが作られているので、ここに会議録が出たわけなんですよね。会議録を見ると皆さん見ていただけたら分かると思うんですけど問題はたくさんあるんですよね。経理の問題からいろんな問題が差入保証金の問題から皆書いてあるのに、それが書いてあるのに私は委員会の議事録、5月17日でしたか、ちょっと見さし

ていただいたんですけど深井経済部次長さんは中央青果としては大きな問題はなかったとおっしゃっているんですよね。これだけの議事録がありながらたった1枚紙を出されて、大きな問題はなかったと、このように委員会では言われているんですよ。私はこれを見て、委員会に執行部は隠そうとしているんだなっていうことを悪い言い方したら、なんかこう軽く見られているっていう気がするんです。これだけの議事録があつて問題があるのに問題がなかったっていうこと自体が問題だと思えますので、こういうことをやはり市のチェック体制がどうなっているのかということは、議会がきちんと追求していかなくちゃいけないんじゃないかと思うんですよ。その点をちょっともう一遍、今の議事録を見て、自分たちの5月17日の会議録を見て検討していただけたらいいかなと思います。

岡山明委員 今、岩本さんから話が出たんですけど決算関係が実際に分かったというのが、どうも平成30年からの決算書の中で、市の職員も手を加えて確認したという状況の中で初めて決算書らしきものができ上がったと。その前の状況になるとなかったというか総勘定も何もなかったっていう、中央青果のはあるけれど、青果販売のものはなかったという、そういう発言が随所に私は出てきていると思うんです。そういう状況の中で今回お話があったように今、藤永元社長からは仕訳帳しかなかったという発言が初めて出て、フジとかそういう状況の中で行くと、請求書を出してないという事実も出ていると。作ったけど提出はしてないと。フジに送ってないという形を取られているのも分かった中で進んでいるんですけど、いろいろ市民懇談会でもある状況の中で形として皆さんはどういう形が理想的で、どういう形に進むというか、その辺は、私は明確ではないんですが、どういう状況にしてほしいのかという確認です。

樋口晋也参考人 岡山委員の誤解も解かないといけない部分があるんですが、まず請求書を出していた、出していなかったっていうことと決算のことは切り離していただきたいということ。それと書類があるかないという、

藤永さんは前代取はないと言われた。しかし税理事務所はあるといったと。税理士事務所はないといったらこれは保管義務がありますから、法令違反になります。先ほども申しましたがTKCの会計事務所は山口県に本部があります。本部に遡って最低でも7年、恐らく10年の資料を請求すれば、これは会社が請求すれば出るんです。だからないとおかしい。だから中身がおかしな決算書であっても必ず書類はあるんですよ。でもそれを手に入れる作業を行政がしてないこと自体が怠慢だということをおし上げています。そして、多分、私の解釈が合っているかわかりませんが、本題のどうしたいのかというところ、それは議会が行政にうそをつかれて、だまされて審査を妨害されて、審査を遅延させられた、その落としどころをどうするかっていうのは私たち市民が言うのではなくて、議会の皆様方が部長が謝ったからって、はいそうですかっていう話で言われるのか、部長さんがあるいは次長さんがごめんなさい、どうもすいませんでしたって言ったから許すのかというのがどこで落とすのか。その落としどころは、議会の皆さんが議会の総意としてやはり決められることだと理解しています。

下瀬俊夫参考人 先ほど岡山委員が請求書を出していないって言われましたよね。取引していないから請求書はださないんですよ。これ、中ほどの1ページという手書きの部分があります。平成25年度の営業報告というのを見てください。中ほどにあります。これ中央青果の平成26年度の株主総会に出された決算資料、営業報告なんですね。この中で1ページと書いています。この中で下の段、新たな事業というのがありますね。ここに卸売業の制約を受けない子会社と協力してってあります。この子会社っていうのは青果販売のことですね。青果販売と協力して地元産青果物を量販店で直売をしましたって書いてある。さっき言った量販店で直売をしていたんです。これが中央青果の方針になっている。それからその後、平成26年度を見てください。平成26年度のそのようにこれにはない。平成26年度の営業報告内容、今言った平成25年度の営業報告でもいいんですが、ここにあるように量販店に直売をするというた

めに青果販売が作られて、ところが、これをどんどん拡大していくという方針なんだけど、やっても利益になっていないってなっているんですね。余り利益が上がってない。だから青果販売はこのために作ったわけです。中央青果がというのはおかしいですね、中央青果の社長さんが自分でお金を出して、個人会社、株式会社を作ったんですね。だから、こういうふうにも中央青果の営業方針の中にきちんと位置づけられた部分があったわけです。青果販売っていうのは。だから直販だから青果販売がいわゆる業務をやっちゃだめだと言われて、それ以後は中央青果が引き継いでやっていたんです。いわゆる卸売業である中央青果が小売をやっていたわけです。だから、量販店には請求書がいかない。中央青果に売上金は毎月送金されます。だけどそれはあくまで売上金であって多分2割ぐらい引かれて納入される。いわゆる市場での取引によるそういう何ていうか、営業ではないということです。それをずっとやってない、やってないってずっと言ってきたんです。私たちは平成26年度の株主総会の資料を手に入れば、こういうことは請求すればできるわけですよ。議会でもそうですよね。だからそういう点でやはりこういう何ていうか、逃げられない資料を基にしてきちんと執行を追求しないと執行部はずっと逃げよう、逃げようとしているというふうに私は考えているわけですよ。

中村博行委員長　それではたくさんも御指摘、御意見をいただきましたので、これをもとに産建は真摯にこの問題に立ち向かっていくということで、了承をお願いしたいと思います。それでは長時間にわたりまして陳情者の皆様方に御意見を拝聴させていただきました。本当にありがとうございました。これにて産業建設常任委員会を終わらせていただきます。お疲れ様でした。

午前9時50分　散会

令和2年2月18日

産業建設常任委員長 中 村 博 行